

「雇用・セーフティネットの再構築」 関係府省ヒアリング

1 内閣官房

- 基本計画
 - 7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
 - 8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

2 内閣府

- 基本計画
 - 4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 4 女性の能力発揮促進のための支援
 - 5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
 - 6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進
 - 7 女性の活躍による経済社会の活性化
 - 5分野 男女の仕事と生活の調和
 - 1 仕事と生活の調和の実現
 - 7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
 - 4 男女の自立に向けた力を高める取組
 - 8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
 - 2 障害者が安心して暮らせる環境の整備

3 法務省

- 基本計画
 - 8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
 - 3 外国人が安心して暮らせる環境の整備
 - 4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

4 文部科学省

- 基本計画
 - 7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
 - 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題
 - 4 男女の自立に向けた力を高める取組
 - 8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

5 厚生労働省

○ 基本計画

- 4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - 2 非正規雇用における雇用環境の整備
 - 4 女性の能力発揮促進のための支援
 - 5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
 - 6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進
 - 7 女性の活躍による経済社会の活性化
- 5分野 男女の仕事と生活の調和
 - 1 仕事と生活の調和の実現
- 7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
 - 1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
 - 2 障害者が安心して暮らせる環境の整備
 - 3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

6 農林水産省

○ 基本計画

- 6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
 - 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

7 経済産業省

○ 基本計画

- 4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
 - 7 女性の活躍による経済社会の活性化
- 5分野
 - 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

(参考 1)

○ 第 3 次男女共同参画基本計画

第 1 部 基本的な方針

2 第 3 次基本計画において改めて強調している視点

第 3 次基本計画において改めて強調している視点は以下のものである。

① 女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。

また、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。(略)

③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。

家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。(略)

3 今後取り組むべき喫緊の課題

2において改めて強調した視点を前提にした上で、今後5年間の計画期間において取り組む課題のうち、特に早急に対応すべき課題は以下のとおりである。(略)

③ 雇用・セーフティネットの再構築

女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保することができるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組を進める。

様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築や、個人の様々な生き方に沿った切れ目ないサービスの提供を推進する。また、障害者や定住外国人が、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合に、適切な支援を行う。(略)

(参考 2)

○ 女子差別撤廃委員会の最終見解 (2009 年 8 月)

【固定的性別役割分担意識】

30. 委員会は、意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する。委員会は、条約第 5 条で求められているように、締約国がマスメディアに、男女それぞれにふさわしいとみなされている役割や任務について社会的な変化を促進させるよう働きかけることを勧告する。委員会は、男女共同参画に関する問題について、あらゆる教育機関のあらゆるレベルの教職、カウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化すること、また、固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の見直しを速やかに完了させることを締約国に求める。委員会は、政府の職員が、女性の品位を下げ、女性を差別する家父長的仕組みを助長させるような侮辱的な発言をしないことを確保するよう、言葉による暴力の犯罪化を含む対策を取ることを締約国に要請する。委員会はまた、メディアや広告におけるわいせつ文書等に立ち向かうための戦略を強化し、その実施状況の結果を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。委員会は、自主規制の実施や採用の奨励等を通して、メディアの作品や報道に差別がなく、女兒や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し、また、メディア界の経営者やその他の業界関係者の間での啓発を促進するための積極的な措置を取ることを締約国に要請する。

【雇用】

46. 委員会は、本条約第 11 条の十分な遵守を達成するため、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先することを締約国に要請する。委員会は、妊娠・出産による女性の違法解雇の実施を防止する措置と、垂直的・水平的職務分離を撤廃し、性別に基づく男女間の賃金格差を是正するために、本条約第 4 条 1 及び委員会の一般勧告第 25 号に従った暫定的特別措置を含め、具体的措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、有効な実施と監視体制を整備し、法的支援や迅速な事案処理を含めて女性の救済手段へのアクセスを確立するために、締約国が、官民双方の雇用の分野における、セクシュアル・ハラスメントを含む女性差別に対して、制裁措置を設けることを奨励する。

【家庭と仕事の両立】

48. 委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のための取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。

【マイノリティ女性】

52. 委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に要請する。委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を、次回報告に盛り込むことを求めた前回の要請(A/58/38、パラ 366)を改めて表明する。この観点から、委員会は、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施するよう締約国に求める。

【社会的弱者グループの女性】

54. 委員会は、本条約の対象となるすべての分野における社会的弱者グループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムや成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。また、委員会は、社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する性別に配慮した政策やプログラムを導入するよう締約国に要請する。